表９－３　軽微な工事の範囲

消防用設備の種類	増設	移設	取替え
非常警報設備 （非常ベル・自動式サイレン）	①音響装置、起動装置又は表示灯の増設で、次の全てに該当する場合 →　既設と同種類のもの →　同一階の範囲に増設する場合	①音響装置、起動装置又は表示灯の移設で、同一階の範囲の場合	①音響装置、起動装置又は表示灯
非常警報設備 （放送設備）	①起動装置、通話装置（非常電話を含む。）又は表示灯の増設で、次の全てに該当する場合 →　既設と同種類のもの →　同一報知区域内に増設する場合 ②スピーカーの増設で、次の全てに該当する場合 →　既設と同種類のもの →　５個以下の場合	①起動装置、通話装置（非常電話を含む。）又は表示灯の移設で、同一報知区域内のもの ②スピーカーの移設のうち、５個以下の場合で、かつ放送区域の変更がない場合	①増幅器、操作部又は遠隔操作器（５回線以下の場合を除く。）を除き、種別及び機能に変更がないもの。
避難器具 （金属製はしご（固定式）、救助袋、緩降機を除く。）	該当なし	①本体又は取付金具 →　同一階の場合、かつ設置時と同じ施工方法の場合	①標識 ②本体・取付金具 →　設置時と同じ施工方法に限る。
誘導灯	①５個以下の増設の場合	①５個以下で、同一室内での移設の場合	①全ての構成部品で、区分及び機能に変更がないもの
漏電火災警報器	該当なし	①変流器の移設で、同一警戒電路内のもの	①全ての構成部品
連結送水管	該当なし	該当なし	①加圧送水装置を除く構成部品
非常コンセント設備	該当なし	該当なし	①全ての構成部品